

基発 1008 第 62 号  
令和 3 年 10 月 8 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（一部改正）

標記については、令和 2 年 10 月 20 日付け基発 1020 第 5 号により通知しているところですが、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）の運用に際しての留意事項を今般改正し、都道府県労働局あて通知していますので、貴団体におかれましても了知いただきますとともに、傘下会員事業場をはじめとした関係者に対する周知に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。